

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成25年 8 月 26 日

月 曜 日

第 3660 号

## 目 次

## 告 示

○救急病院の認定

1

○特定第 2 号漁業者に係る共済契約締結申込みの同意

## 告 示

## 富山県告示第361号

## 救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

名 称	所 在 地	開 設 者	認定有効期間
本郷林整形外科 病院	高岡市本郷二丁目 1 番34号	医療法人社団誠 林会	自 平成25年9月5日 至 平成28年9月4日

## 富山県告示第362号

## 特定第 2 号漁業者に係る共済契約締結申込みの同意について

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出があった次の共済契約の締結の申込みに係る特定第 2 号漁業者の同意については、法第 108条第 2 項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第

4 項の規定により公示する。

平成25年 8 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

法第 105条第 1 項第 2 号ロの規定により定める区域及び区分		発 起 人	届出年月日
区 域	区 分		
漁業災害補償法の規定による一定の水域又は区域について（昭和49年富山県告示第1147号。以下「告示」という。）の2の表の黒部・魚津区域 （くろべ漁業協同組合の地区のうち旧黒部市（平成18年3月30日における黒部市をいう。以下同じ。）及び魚津漁業協同組合の地区）	旧黒部市の区域に住所を有する者（以下「旧黒部市在住者」という。）が営む小型いか釣り漁業又は旧黒部市在住者がべにずわいがにかご縄漁業とばいかご縄漁業とを併せ営む漁業	濱屋 春幸 高野 米子	平成25年 7 月 31 日
	魚津市の区域に住所を有する者（以下「魚津市在住者」という。）が営む小型いか釣り漁業	寺西 勉 田中 栄一	平成25年 7 月 31 日
	魚津市在住者が営むぶり定置漁業	有限会社藤吉水産 代表取締役 浦崎 将隆 魚津水産株式会社 代表取締役 油本 憲太郎	平成25年 7 月 31 日
	魚津市在住者が営むほたるいか定置漁業	魚津水産株式会社 代表取締役 油本 憲太郎 三ツ和定置網組合 代表者 石崎 平兵衛	平成25年 7 月 31 日
	魚津市在住者が営む告示の2の表の黒部・魚津区域の項の(13)及び(14)に掲げる定置漁業以外の大型定置漁業又は旧黒部市在住者が営む大型定置漁業	有限会社藤吉水産 代表取締役 浦崎 将隆 高峯定置網組合 組合長理事 濱田 清人	平成25年 7 月 31 日
	魚津市在住者がべにずわいがにかご縄漁業とばいかご縄漁業とを併せ営む漁業	濱多 文子 有限会社小森漁業 代表 小森 富雄	平成25年 7 月 31 日

法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のうち、旧黒部市在住者が営む告示の 2 の表の黒部・魚津区域の項の(1)から(5)までに掲げる漁業及び大型定置漁業以外の漁業	小幡 孝治 能登 守作	平成25年7月31日
法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のうち、魚津市在住者が営む告示の 2 の表の黒部・魚津区域の項の(6)から(17)までに掲げる漁業 (15)に掲げる漁業にあつては、魚津市在住者に係るものに限る。) 以外の漁業	宮島 政利 早川 一雄	平成25年7月31日

